

山梨 社保協ニュース No. 87

2010年2月10日

発行 山梨県社会保障推進協議会 〒400-0031 甲府市丸の内2-9-28 6F Tel/Fax 055(222)5882
Mail y-shk@lapis.plala.or.jp Blog http://y-shahokyou.cocolog-nifty.com/blog/

介護保険の改善をアピールする、山梨民医連の人たち=2月4日、甲府駅南口



必要なサービス受けられる制度に 介護労働者が街頭アピール

山梨民医連は2月4日、甲府駅南口で、介護保険制度の改善を求める街頭アピール行動をしました。

介護事業所で働く人など60人が参加しました。国の介護・社会保障費を大幅に増やすことや、必要な介護を保障すること、介護労働者の処遇改善、事業所の経営安定化を図ることなどを求める署名を、40分間で70人分集めました。

ヘルパーやケアマネジャー、訪問看護師ら8人が交代でマイクを握り、高すぎる利用料のため、必要な介護サービスを受けられない実態や、苛酷な労働条件などを訴えました。

介護労働者の訴えから

◇利用料が引き上げられ、90代の女性が、訪問看護を減らさなければならなくなった。症状の発見が遅れないか心配です。

◇常に見守りが必要な、重度の認知症の利用者さんが、単価が少し安い短時間のデイサービスに代えた。家族の負担が大きく、いつか在宅生活ができなくなるのではないかと。

◇脳梗塞の後遺症のある70代の男性が、訪問リハビリを週3回から2回へと減らした。

◇低賃金のため、介護労働者は将来に不安を抱えている。

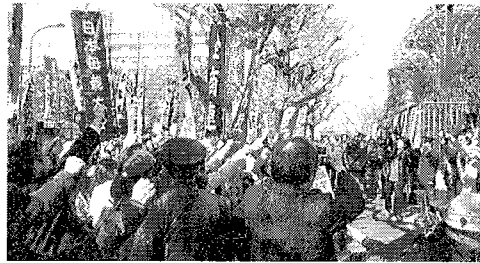
◇介護報酬の引き上げで利用者負担が増えた。事業所の増収や介護労働者の処遇改善には、ほとんどつながっていない。



通常国会が開会

新政権誕生後、最初の通常国会が始まりました。開会日の1月18日、国会内外でデモや集会が取り組まれました。(写真)

社保協は、後期高齢者医療制度の即時廃止や介護保険改善、生活保護老齢加算の復活などの実現や、社会保障充実をめざし、署名や国会行動、議員要請行動などを強めます。



社会保障充実を訴え

山梨県社保協と、年金者組合県本部は1月25日、甲府駅南口で、社会保障充実を求める街頭行動をしました。(写真)

15人が参加。後期高齢者医療制度の即時廃止や、最低保障年金制度の創設を訴えました。

30分間の行動で、53人から署名が寄せられました。



「社会保障」誌の見本とご購読は

県社保協事務局055(222)5882まで。
誌代は1年分(隔月刊、6冊)4800円の前納制です。
編集・発行 中央社会保障推進協議会

2010年10月10日発行(第108号) (VOL.02) 第87号 昭和44年7月15日創刊(第3報) 第237号

社会保障

新春号
No.428 2010

学習し、調査し、行動する！ 提案力が、時代を變える
田中千恵子 日本郵政労働組合連合会執行委員長
長瀬文雄 全日本学生労働組合連合会事務局長 河添 誠 宮城県青年学生センター長
大雪山連峰旭岳の麓に 福祉と自然を生かす
北の町から 北海道東川町 松岡市郎町長
署名別冊 山梨県知事 山梨県副知事 山梨県議会議員 山梨県民会議員 山梨県労働組合連合会代表 山梨県労働組合連合会事務局長
新政権の「見取り圖」
酒次子 日本民主労働組合連合会全国事務局長
国保再生へ向けて
長友 友樹 日本労働組合総連合会事務局長
後期高齢者医療制度の即時廃止を
寺尾正之 全国保健医療労働組合連合会事務局長

山梨県社保協が09年12月16日に県へ提出した「県民のいのちと健康を守る緊急対策を求める要請書」の要請項目と回答(全文)を掲載します。

1. 国民健康保険について

1) 経済的な理由によって保険料(保険税)を払えない被保険者には正規の保険証を発行するよう、市町村を指導してください。

2) 短期保険証を窓口保管する措置(留め置き)をせず、被保険者に保険証を届けるよう、市町村を指導してください。

3) 保険証の届いていない世帯の数や、保険証の届いていない人の数、保険証が届いていない高校生以下の子ども数を調査し、市町村ごとの数字を明らかにしてください。

国保援護課

1) 資格証明書や短期保険証は、滞納者に一律機械的に対応することなく、交付理由の周知とともに、個々のケースに対応し、その実状を適正に把握して運用するよう、助言しています。

また、その際には、納付相談の奨励に加え、生活環境の問題把握にも努めるなどして、福祉・介護等関係部局と連携を図っていくよう助言しております。

2) 短期被保険者証については、滞納世帯との接触の機会を確保し、納税相談等の機会を増やすものであり、その交付方法については、市町村の窓口等におい

て手交することが厚生労働省から示されていますので、適切に対応するよう、各市町村に助言しております。

なお、被保険者の方々にも、市町村窓口との接触を拒むことなく、国保料(税)を納めることができない特別な事情がある場合は、その旨をきちんと伝えていただきたいと思います。

3) 資格証明書や短期被保険者証の交付世帯数や、その世帯に属する高校生以下の子ども人数等については、本年11月に厚生労働省が調査したところですが、その結果については、同省から、公表までは慎重に取り扱うよう指示されております。

厚生労働省の公表を待って、対応したいと考えております。

なお、中学生以下の子ども短期被保険者証が届いていない世帯も散見されますが、これは、配達証明郵便等の場合、本人が不在あるいは住所不明であるため未達とされているものです。



2. 後期高齢者医療制度について

1) 短期保険証を留め置きせず、被保険者に届けるよう、市町村を指導してください。

2) 経済的な困難によって保険料を払えない人に短期保険証や資格証明書を発行しないよう、市町村や広域連合を指導してください。

3) 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書を、政府へあげてください。

国保援護課

1) 短期被保険者証については、被保険者と接触し、納付相談等の機会を増やすものであり、その引き渡しについては、原則として、市町村の窓口等において手交することが厚生労働省から示されていますので、当該通知の趣旨を踏まえ、適切に対応するよう、各市町村に通知しております。

2) 資格証明書については、事業の廃止や休止、失業等により、収入が著しく減少し、保険料を納付することができない場合に、収入や生活の状況等を把握した上で、その交付を行わないことが厚生労働省から示されています。

一方、短期被保険者証については、保険料を滞納している被保険者との接触機会を増やし、収納対策を効果的に行うため、繰り返し交付することが同省から示されていますので、それぞれの趣旨を踏まえ、適切に対応するよう、各市町村に通知しております。

なお、現在、失業者の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料を、失業から概ね2年間、給与所得を30%に圧縮して算定する「非自発的失業者に対する医療保険料の軽減措置」が、国において検討されています。

これにより、制度改正がなされた場合は、適切に対応するよう、各市町村に周知して参ります。

3) 後期高齢者医療制度については、廃止に向けて新たな制度の検討を進めていく旨の鳩山首相の所信表明演説を受け、過日、厚生労働省に設置された高齢者医療制度改革会議において審議が始められたところです。(第1回会議 11月30日開催)

また、実務を担う市町村等からは、性急に廃止することは、現場に大きな混乱をもたらすことなどの要望が厚生労働省に対してなされています。

今後とも、国の状況を注視し、適切に対応して参ります。

3. 生活保護について

1) 申請の意志のある人には必ず申請書を渡し、親身な援助をするよう、実施機関を指導してください。

2) 生活保護法に定められたとおり、申請から14日以内に(申請者の実状によってはさらに迅速に)保護を決定するよう、実施機関を指導してください。

児童家庭課

1) 相談者の状況や相談内容を

十分聞く中で、資産や他法・他施策の活用等に関する助言、生活保護制度の説明などを行い、申請の意志が確認された場合は、速やかに申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行うよう福祉事務所を指導しております。

2) 生活保護の決定にあたっては、必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理に努めるよう福祉事務所を指導しております。

4. 失業者、困窮者への緊急支援について

1) 失業者や困窮者からの相談に総合的に対応し、必要な支援(失業給付の手続きや求職活動、各種セーフティネットの活用、生活保護申請、住居の確保、医療相談、精神的なケアなど)をする体制を確立してください。

2) 失業者や困窮者を野宿生活化させないため、旅館・空き社員寮等の借り上げによるホームレス緊急一時宿泊事業を実施してください。

福祉保健総務課

1) 失業者や困窮者からの相談に対しては、ハローワークや県保健福祉事務所、市町村、社会福祉協議会などが連携して対応しております。

なお、年末における対応につきましては、現在検討しております。

2) 県としては、住宅手当の支給や生活福祉資金の貸付け、生活保護の適用などにより、住居の確保を支援していくこととしております。